

社会教育関係団体補助金に関する
事務調査特別委員会
調査報告書

令和6年12月19日

目次

第 1	調査の趣旨	1
第 2	特別委員会の設置等及び調査事件	2
1	設置動議及び決議案	2
2	委員会の名称及び構成	2
(1)	委員会の名称	2
(2)	委員会の構成	2
3	調査事件	2
第 3	委員会の開催状況	2
第 4	証人、参考人の出席等	4
1	証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	4
令和 6 年 10 月 17 日 (木)		
(1)	宮垣 義隆 証人 (前生涯学習・スポーツ振興課長)	4
(2)	武永 剛 証人 (前生涯学習・スポーツ振興課長代理)	4
(3)	木南 翔 証人 (前コミュニティ推進課長代理)	5
(4)	増田 敬宜 証人 (市民生活部長)	5
(5)	仲嶋 浩平 証人 (企画課長)	5
(6)	西川 博康 証人 (前財政課長)	5
(7)	尾崎 剛 証人 (企画財政部長)	5
(8)	瀬野 憲一 証人 (市長)	6
令和 6 年 10 月 22 日 (火)		
(9)	須田 弘樹 証人 (副市長)	6
(10)	西川 博康 証人 (前財政課長)	6
令和 6 年 10 月 31 日 (木)		
(11)	宮垣 義隆 証人 (前生涯学習・スポーツ振興課長)	6
(12)	瀬野 憲一 証人 (市長)	6
2	参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項	7
3	執行機関として出席を求めた者、説明の概要	7
第 5	記録、資料の提出	7
1	地方自治法第 100 条第 1 項に基づき提出を求めた記録及び提出状況	7
2	地方自治法第 98 条第 1 項に基づき提出を求めた資料及び提出状況	7
3	参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料	7
4	執行機関から提出を求めた資料、自主的に提出した資料	7
5	委員から提出された資料	7
第 6	委員派遣	7
第 7	調査の結果	8
1	関係資料及び証言から認定できる事実	8
(1)	従前の社会教育関係団体補助金の運用	8

(2)	増額等の経緯	- - - - -	8
(3)	予算説明においてこの点が説明されなかったこと	- - - - -	10
(4)	社会教育委員会議の開催時期と要綱改正についての議会説明	- - - - -	11
2	委員会の意見	- - - - -	12
(1)	議会に対する説明の欠如	- - - - -	12
(2)	社会教育関係団体補助金の増額・拡大の決定過程の問題点	- - - - -	12
(3)	市長の資質に関する疑問及び責任	- - - - -	13
(4)	少数意見	- - - - -	14
第8	証言拒否等	- - - - -	15
1	証人の出頭拒否、参考人の出席拒否等の状況	- - - - -	15
2	証人の証言拒否の状況	- - - - -	16
3	虚偽の証言、自白の状況	- - - - -	16
4	記録の提出拒否の状況	- - - - -	16
5	宣誓拒否の状況	- - - - -	16
第9	告発	- - - - -	16
1	告発の状況	- - - - -	16
第10	調査経費	- - - - -	17
1	調査経費に関する議会の議決の状況	- - - - -	17
2	決算見込額	- - - - -	17
第11	その他	- - - - -	17
1	証人に対する公示送達	- - - - -	17
2	その他	- - - - -	17

第1 調査の趣旨

令和6年6月定例会において、社会教育関係団体補助金に関する事務に関して調査を行うため、社会教育関係団体補助金に関する事務調査特別委員会を設置する動議が提出された。

その趣旨として、本市は文化・芸術に関わる社会教育関係団体が行う事業に対し、その経費の一部を補助するため、守口市社会教育関係団体補助金を交付しているところであるが、当該補助金について、理事者においては、令和6年度から補助金の趣旨の変更及び交付対象となる団体が拡充されているにもかかわらず、予算議案の提出からこの間、議会に対して一切の説明がなく、予算編成の最終段階において唐突に予算が増額計上されているような形跡が見られ、その予算編成過程にも疑義を生じるものとなっていることが明らかとなった。従って、理事者として、予算編成における施策の変更について主体的な説明責任を果たし得ていないことは、議会として、二元代表制における議会との信頼関係に大きな影響を及ぼすものであり、決してあってはならないことであると考えることから、このように理事者において、議会への真摯かつ丁寧な説明を欠くに至った経緯及び予算編成過程における疑義を解明するべく、本委員会が設置され、調査を行うこととしたものである。

本委員会は、予算編成過程の細部について主体的に調査するため、市長及び副市長をはじめ、関係職員に対し、一人ずつ個々に意見を聴取するため、参考人として出席を求めたところである。しかしながら、出席要請に対する理事者の対応として、まず市長から、市としての統一見解の回答のみしかできないなどとの申し出があり、その後、各参考人からの出欠回答には、それぞれ出欠に当たっての条件が付されており、それら条件が了承されない場合は欠席するとの回答であった。特に関係職員の回答には、行政機関の組織として質疑に対応する必要がある、複数の職員で出席することなど、市長の申し出を踏まえたと思われる同一の条件が付されていた。ついては、このような言論統制が図られたのではないかと疑念を抱かざるを得ない理事者の対応により、本委員会において決定された、一人ずつ個々に意見聴取を行うという方法により調査を進めることがかなわないこととなった。

このことから、理事者の対応に委ねていては、議会として、疑義の解明に向けた調査を適切に進めることはできないとの考えにより、本委員会に地方自治法第100条の調査権を付与し、議会としてしかるべき調査を行っていくため、社会教育関係団体補助金に関する事務調査に関する決議案が、議員招集請求に伴う令和6年8月臨時会において提出された。

本決議案の可決により、本委員会に地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限が付与されたものである。

第2 特別委員会の設置等及び調査事件

1 設置動議及び決議案

- (1) 「社会教育関係団体補助金に関する事務調査特別委員会の設置について」
令和6年6月14日、本会議で可決
- (2) 「社会教育関係団体補助金に関する事務調査に関する決議案」
(地方自治法第100条の調査権の付与等)
令和6年8月26日、本会議で可決

2 委員会の名称及び構成

- (1) 委員会の名称
社会教育関係団体補助金に関する事務調査特別委員会
- (2) 委員会の構成
- ① 定 数 8人
 - ② 委員長 小鍛冶 宗親
 - ③ 副委員長 高島 賢
 - ④ 委 員 寺本 けんた、松本 満義、山本 もちかた、山口 たくや、
福西 寿光、池嶋 一夫

なお、本委員会の運営に係る法的助言者として、岩本安昭弁護士を選任した。

3 調査事件

社会教育関係団体補助金に関する事務調査

第3 委員会の開催状況

回数	日時	協議内容等
第1回	令和6年6月25日(火) 開会 午前10時02分 閉会 午前10時08分	1 正副委員長の選出について ・委員長に小鍛冶宗親委員、 副委員長に高島 賢委員を選出
第2回	令和6年7月11日(木) 開会 午前10時29分 閉会 午前10時50分	1 今後の調査の進め方について 2 参考人の出席要求について ・第3回委員会に参考人として、増田敬宜 市民生活部長、宮垣義隆前生涯学習・ス ポーツ振興課長、武永 剛前生涯学習・ス ポーツ振興課長代理、木南 翔前コミュニ ティ推進課長代理、尾崎 剛企画財政部長、 西川博康前財政課長、仲嶋浩平企画課長、 須田弘樹副市長、瀬野憲一市長の出席を求 め、個々に意見聴取を行うことを決定

第 3 回	令和 6 年 7 月 24 日（水） 開会 午前10時01分 閉会 午前10時14分	1 社会教育関係団体補助金に関する事務調査について ・各参考人からの出欠回答について、複数の職員で出席することなどの条件が付され、条件が了承されない場合は欠席するとの回答であったことから、欠席として取り扱うことを決定
第 4 回	令和 6 年 7 月 31 日（水） 開会 午前11時16分 閉会 午前11時28分	1 社会教育関係団体補助金に関する事務調査について ・今後の委員会の対応について協議
第 5 回	令和 6 年 9 月 4 日（水） 開会 午前11時14分 閉会 午前11時30分	1 地方自治法第100条に基づく調査権について 2 委員会運営要領について 3 今後の調査の進め方について
第 6 回	令和 6 年 9 月 30 日（月） 開会 午後 2 時04分 閉会 午後 2 時19分	1 第7回及び第8回委員会に出頭を求める証人について ・第7回委員会に証人として、宮垣義隆前生涯学習・スポーツ振興課長、武永 剛前生涯学習・スポーツ振興課長代理、木南翔前コミュニティ推進課長代理、増田敬宜市民生活部長、仲嶋浩平企画課長、西川博康前財政課長、尾崎 剛企画財政部長、瀬野憲一市長の出頭を求めることを決定 ・第8回委員会に証人として、須田弘樹副市長の出頭を求めることを決定 2 証人尋問事項の協議について 3 証人出頭要求について
第 7 回	令和 6 年 10 月 17 日（木） 開会 午前 9 時31分 閉会 午後 6 時10分	1 証人尋問 ・宮垣証人、武永証人、木南証人、増田証人、仲嶋証人、西川証人、尾崎証人、瀬野証人への証人尋問を実施 2 第8回委員会に出頭を求める証人について ・第8回委員会に証人として、西川博康前財政課長の出頭を求めることを決定 3 証人尋問事項の協議について 4 証人出頭要求について

第 8 回	令和 6 年10月22日（火） 開会 午前10時00分 閉会 午前11時46分	1 証人尋問 ・須田証人、西川証人への証人尋問を実施 2 第 9 回委員会に出頭を求める証人について ・第 9 回委員会に証人として、宮垣義隆前生涯学習・スポーツ振興課長、瀬野憲一市長の出頭を求めることを決定 3 証人尋問事項の協議について 4 証人出頭要求について
第 9 回	令和 6 年10月31日（木） 開会 午前10時00分 閉会 午後 0 時38分	1 証人尋問 ・宮垣証人、瀬野証人への証人尋問を実施
第 10 回	令和 6 年11月28日（木） 開会 午後 1 時29分 閉会 午後 2 時23分	1 調査事項についての見解のとりまとめ 2 調査報告書(案)の作成について
第 11 回	令和 6 年12月19日（木） 開会 午後 1 時29分 閉会 午後 2 時45分	1 調査報告書（案）について

第 4 証人、参考人の出席等

1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

令和 6 年10月17日（木）

（1） 宮垣 義隆 証人（前生涯学習・スポーツ振興課長）

① 出頭を求めた日時

令和 6 年10月17日（木）午前 9 時40分

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関することについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関することについて
- ・その他、上記に関連する事項について

（2） 武永 剛 証人（前生涯学習・スポーツ振興課長代理）

① 出頭を求めた日時

令和 6 年10月17日（木）午前11時15分

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関することについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関することについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(3) 木南 翔 証人（前コミュニティ推進課長代理）

① 出頭を求めた日時

令和6年10月17日（木）午後1時

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(4) 増田 敬宜 証人（市民生活部長）

① 出頭を求めた日時

令和6年10月17日（木）午後1時20分

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(5) 仲嶋 浩平 証人（企画課長）

① 出頭を求めた日時

令和6年10月17日（木）午後2時10分

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(6) 西川 博康 証人（前財政課長）

① 出頭を求めた日時

令和6年10月17日（木）午後3時

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(7) 尾崎 剛 証人（企画財政部長）

① 出頭を求めた日時

令和6年10月17日（木）午後3時35分

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(8) 瀬野 憲一 証人(市長)

① 出頭を求めた日時

令和6年10月17日(木) 午後4時10分

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

令和6年10月22日(火)

(9) 須田 弘樹 証人(副市長)

① 出頭を求めた日時

令和6年10月22日(火) 午前10時10分

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(10) 西川 博康 証人(前財政課長)

① 出頭を求めた日時

令和6年10月22日(火) 午前10時45分

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

令和6年10月31日(木)

(11) 宮垣 義隆 証人(前生涯学習・スポーツ振興課長)

① 出頭を求めた日時

令和6年10月31日(木) 午前10時

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(12) 瀬野 憲一 証人(市長)

① 出頭を求めた日時

令和6年10月31日(木) 午前11時30分

② 証言を求めた事項

- ・社会教育関係団体補助金の予算編成に関するについて
- ・社会教育関係団体補助金の事務執行に関するについて
- ・その他、上記に関連する事項について

2 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

なし

3 執行機関として出席を求めた者、説明の概要

なし

第5 記録、資料の提出

1 地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めた記録及び提出状況

なし

2 地方自治法第98条第1項に基づき提出を求めた資料及び提出状況

なし

3 参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料

なし

4 執行機関から提出を求めた資料、自主的に提出した資料

なし

5 委員から提出された資料

生涯学習・スポーツ振興課に関する以下の書類

(1) 令和6年度、予算に関する決裁書類等一切

(2) 令和6年度、当初予算の市議会各会派説明に関する資料等一切

※市への情報公開請求により取得した資料が委員から提出されたもの。

第6 委員派遣

なし

第7 調査の結果

1 関係資料及び証言から認定できる事実

提出された資料及び証人の証言を総合すると、以下の各事実が認められる。

(1) 従前の社会教育関係団体補助金の運用

令和5年度までの本市における社会教育関係団体補助金は、市民の文化・芸術の振興及び発展に寄与するため、文化・芸術に関わる社会教育関係団体(青少年及びスポーツ関係団体を除く。)が行う事業に対し、その経費の一部を補助するものであり、守口市PTA協議会、守口市文化協会、守口市総合美術協会、守口市文化財研究会、守口市無形民俗文化財寺方提灯踊保存会の5団体に交付され、その予算額は50万円であった。

また、スポーツ関係団体については、別に守口市スポーツ関係団体補助金が計上されており、スポーツ協会に加盟する21団体に対して、1団体最高5万円が交付され、その予算額は105万円であった。

スポーツ関係団体に関する補助金がこのような内容とされたのは平成30年度からである。委員が西端前市長から聞いたところでは、平成29年度までは社会教育関係団体補助金として47万5,000円が予算計上され、旧守口市体育連盟に団体補助金、つまり運営補助金として補助されていた。当時、前市長が、協会からもらうお金がこの団体は多い、この団体は少ないという話を聞き、差配、分配で問題が起きるということから、加盟団体の申請により、各加盟団体に直接補助金を交付する形式に改められたものと考えられる。

(2) 増額等の経緯

ア 令和6年度の予算においても、要求段階では、増額は検討されておらず、令和5年12月1日の歳出予算内示書においても令和5年度と同額の要求額、査定額が示されていた。この補助金を所管する生涯学習・スポーツ振興課においても、この段階までは増額に関する具体的検討がされていた形跡は見られない。課長であった宮垣証人の証言によれば、スポーツ協会、文化協会、スポーツ少年団からは口頭で増額の要望を聞いてはいたが、個人として聞いたような話で、公式なものではなく、令和6年度までの予算要求に反映することではなく、同年度の要求も前年同額にとどまっていたとのことである。

イ 市長室でのスポーツ協会についてのレクチャー

令和6年度予算編成は、アのとおりに進行していたが、令和6年1月10日、宮垣証人は、スポーツ協会の新年互礼会があるからレクチャーしてほしいということで市長室に呼ばれ、武永課長代理とともに市長室に赴いた。このとき市長より、新年互礼会に行くのでお土産を持っていきたいという趣旨の発言があり、また、スポーツ協会に対してどのような補助金がついているのかという質問があったとも証言している。前者のこのお土産云々の発言については、瀬野市長は、そのような発言をした覚えはないと否定している。また、お土産とは何かについて、宮垣証人から質問したり

したことを示す証言もない。しかしながら、宮垣証人は、一貫してお土産発言があったことを証言しており、市長と部下との関係で虚偽の証言を宮垣証人がする蓋然性も認められない。

また、後者については、宮垣証人は「当初は、スポーツ協会本体のほうへ70万円から80万円ぐらいだったと思うんですけども、付いていましたと。で、それが事業補助に変わって、今、105万円あるということと、逆に増えているんです」という説明をした。市長のほうからは「その団体のほうからは200万円から300万円付いていたのがゼロになった」と言われたので、宮垣証人は「平成16年ぐらいまでは教育委員会との共催でやっていましたので、それは市が全部負担していたということです」と答えた。当日、瀬野市長、宮垣課長ともスポーツ協会の新年互礼会に出席しているが、その席で市長は、複数のスポーツ協会幹部から市総合体育大会について補助してほしいとの要望を聞いたとのことである。

ウ 補助金増額・対象拡大についての具体的検討

令和6年1月12日、臨時予算復活査定終了後、瀬野市長は、宮垣課長に対し、スポーツ協会本体について補助金をつけたい、あるいは支援をしたいとの指示をした(市長の証言では、指示をしたのは10日で、12日はその点について再度議論をしたとのことである。また、市長証言では最初の指示は市総合体育大会への支援であるとしており、担当課からの提案を受けて、スポーツ協会への補助をしようというように了承した、とされている。これに対し、宮垣証人は、市長からスポーツ協会本体に補助金を増額したいとの発言があり、スポーツ協会だけにつけることはできないと述べたと証言しており、証言に食い違いがある。)

宮垣課長はこのとき、スポーツ協会のみにつけるのは目立つので、文化協会、スポーツ少年団にも補助をつけてほしいと頼み、市長はこれを了解した。武永証人も「1団体っていうのがもう、なおかつ新規、復活とはいえど新たに1個だけぽつんと、その金額が計上されるというのは、非常に原課としても説明しにくいな」と証言しており、文化協会、スポーツ少年団に対する補助金は整合性担保のための後付けのものであったとも考えられる。スポーツ少年団を所管している前コミュニティ推進課長代理の木南証人においては、スポーツ少年団の補助金について、「もともとスポーツ少年団については、補助金を支出しておりませんでしたので、特段、要望もございませんので、同じく支出しないというような形では進めておりました。」と証言している。また、企画財政部長である尾崎証人においても「市長の指示プラス文化協会であり、そういうところに広がりが出てきたのは、少し違和感を感じたところでございます。」と証言している。

宮垣課長は、市長からの指示を受けた後、仲嶋企画課長に話をし、週明けの1月15日にスポーツ協会、文化協会、スポーツ少年団に対する補助金として、合計50万円を増額することを合意し、社会教育関係団体補助金と

して予算に計上することで瀬野市長の了解を得た。

これを受けて財政課では、生涯学習・スポーツ振興課に「社会教育関係団体補助金の見直しについて」と題する説明文書の作成を依頼し、その作成を受けて、1月15日付の歳出予算内示書（明細）に経常経費として100万円の予算を計上した。委員会に提出されたこの内示書には「財政課査定＋500,000円」と記載され、手書きで「市長指示で急きょ足しこんだ。1/15 調整できた」との記載がある。

このように本件補助金の増額は、令和6年1月10日ないし12日から15日までの極めて短期間で決定された。

この増額の決定過程において、従前のスポーツ協会の加盟団体に対する補助金は維持され、スポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会に対する補助金の予算が増加となっている。さらに、各団体の財政状況等の把握など補助金増額の必要性に関する検討は十分行われず、文化協会とスポーツ少年団については、増額の要望があったかについては口頭の話しかなく、事前に検討課題についての共有や吟味も十分に行われていたとは言えない。この点、市長は、財務状況は担当課では把握しているんだろうと思いますと証言しているが、担当課長である宮垣証人は、確実には把握していなかったと証言しており、市長がこの点を確認することもされていない。

エ 補助金増額の政策目的

前記のとおり、スポーツ協会に対する補助金は、前市長により平成29年2月改訂の「(改訂版) もりぐち改革ビジョン」(案)の団体への補助金の総点検に基づき、スポーツ協会に交付する方式から加盟する各競技団体に一定額を補助する方式に改められたところであり、今回の社会教育関係団体補助金の見直しは、それを一定範囲で従前の形に戻すものである。

瀬野市長は就任後、6月(令和5年)の本格予算を組むあたりから市総合体育大会への支援を考えており、「市民の健康づくりというものに、スポーツに親しんでいただくということが大切だ」という認識の下で、令和6年度の当初予算で予算措置をさせていただいた」と証言するが、実際には、スポーツ協会の新年互礼会を契機に、予算編成の最終段階で、唐突に予算の増額の話がされているように考えられる。また、担当課の宮垣課長は、増額の必要性に疑問を持っていたと証言している。

スポーツ協会の会長は、市長と同一の政党に属する大阪維新の会の府議会議員(当時)であり、同協会のホームページ上の事務所が同府議の事務所と同一であった等の事実があり、府議と市長との関係が補助金に反映されていないのかとの疑念を持つ委員もあった。また、宮垣証人においては、補助金を復活させることについて「できるものならしたくなかったっていうのが本音でございます。」と証言している。

(3) 予算説明においてこの点が説明されなかったこと

予算案確定後、市長部局より、議会に対し予算説明が行われた。しかしなが

ら、社会教育関係団体補助金の見直しについては、この予算説明の中で一切触れられず、議会に対して、予算の審議過程でこの件に触れられることはなかった。令和6年3月12日に行われた市民環境委員会の予算説明原稿（読み原稿）においても「18 節負担金、補助及び交付金は、スポーツ関係団体及び社会教育関係団体に対する補助金が主なものでございます。」とされているだけで、補助金が増額されていたこと、交付対象が拡大されたことなどには全く触れていない。

この予算説明原稿は、生涯学習・スポーツ振興課で作成されたものであるが、宮垣証人は、触れなかった理由について、予算説明について明確なルールはないが、一番注視するのは臨時的経費であり、そこは疑義が生じないようにという思いで作成して説明している。経常予算、毎年行われる予算については説明を省略している。社会教育関係団体補助金の見直しについては、経常予算であり、少額であったので説明しなかったと証言している。また、武永証人も同趣旨の証言をしており、この点に関する説明ルールが存在しなかったことは、証言が一致している。

（４） 社会教育委員会議の開催時期と要綱改正についての議会説明

ア 社会教育委員会議

社会教育関係団体補助金についての制度改正には、社会教育法第15条に基づいて設置された社会教育委員会議に諮問すること、及び教育委員会の議決を得ることが必要である。

社会教育委員会議は、例年、3回開催されており、最後の社会教育委員会議は、冬、1月頃に開催されることが多いとのことである。しかしながら、令和5年度に関しては、市民環境委員会による予算説明等が終了した（3月12日）後、3月14日に開催されていた。

前記のとおり、1月18日頃には事実上、予算計上が決まり、交付対象、交付額も決まっているのであるから、作業日程を考慮しても、予算説明前に社会教育委員会議を開催することが可能であったはずである。この点についても、本件の問題化を回避する意図があったのではないかと疑う余地もある。

イ 要綱改正についての議会説明

社会教育関係団体補助金交付要綱の改正については、令和6年3月13日に起案、同月28日決裁との決裁文書が作成されている。この決裁文書には、尾崎企画財政部長が要綱改正について「しっかり制度改正の周知をおこなうこと（議会も含め）」との捺印をした付箋が付されていた。

しかし、この付箋についても、生涯学習・スポーツ振興課を所管している市民生活部長の増田証人は「4月に入ってから議会のほうには説明に行かなあかんというふうに認識しておりましたので、どのタイミングで行こうかというのをちょっと模索をしていたような状況でございます。」と証言しており、制度改正についての議会説明も行われてない。

2 委員会の意見

以上の事実を前提に委員会としての意見を述べる。

(1) 議会に対する説明の欠如

地方自治法上、予算の編成権は、長に専属しており、長が自己の政策に基づき予算を編成し、議会に提出することについて違法性は認められない。しかしながら、今回の社会教育関係団体補助金の増額、対象団体の拡充は、平成30年の団体への補助金の見直しに対する大きな政策変更であると言え、少額であっても、議会に十分説明し、予算審議に反映されるべき事項であった。

職員においては、議会への説明に対する具体的なルールがなかったとはいえ、予算の説明原稿にも項目しか触れられておらず、社会教育委員会議の開催時期も、例年よりも遅い市民環境委員会の予算説明後に開催され、決裁文書に企画財政部長が議会に説明すべきとの付箋を付しても、説明が行われないなど、ことさら隠そうとしているのではないかと疑われる対応があった。

市長においては、本件について、丁寧に説明すべきであったと証言されているが、議会に対する説明が欠如していたと言わざるを得ない。また、二元代表制による議会と市長との関係を考えれば、政策変更や新たな施策の実施、及びこれらに伴う予算の見直しについて、執行機関の最高責任者として、議会に対する説明責任を果たさなければならないことは言うまでもない。

(2) 社会教育関係団体補助金の増額・拡大の決定過程の問題点

通常、予算編成は、市内部、特に当該予算の所管課における検討、所管部での検討、財政部局との調整・査定、長による決定と、段階を経て行われるものである。これらの予算編成過程の諸手続は、適正な予算編成を担保するために設けられており、それを省略するには、原則として、省略が合理的であると言えるような理由が必要であると考えられる。本件では、前記のような予算編成の最終段階で、市長の指示による極めて短期間で予算計上が決定された。

スポーツ協会に対する補助金の増額については、これまでの補助金によっても、市総合体育大会は運営されてきており、協会が財政面で運営困難であるとか、市総合体育大会を充実するために補助金の増額が必要であった等の増額の必要性、増額分の具体的使途についての具体的な言及は、市長の証言においてもなく、ただ、「市民の健康づくりというものに、スポーツに親しんでいただくということが大切だという認識の下で、令和6年度の当初予算で予算措置をさせていただいた。」との抽象的な理由しか述べられていない。

さらに、所管課においても、今回の補助金増額の効果、政策目的は、具体的に検討されておらず、増額された3団体の財政状況も十分に把握、検討されていないし、文化協会、スポーツ少年団からは増額の要望があったことさえ、正式な要望ではなく、所管課のほかには共有されていない状況であり、スポーツ協会に対する増額だけでは説明困難だとの理由で、後付けで予算化されたものであると考えられる。社会教育関係団体補助金の増額・拡大の必要性がどれほどあったのか、疑わしいと言わざるを得ない。

ましてや、スポーツ協会の会長が、市長と同一政党所属の府議であることを考えれば、その関係を利用した理由なき補助金増額ではないのかと疑われないよう、より慎重かつ十分な事前の検討がなされるべきではなかったかと考える。

(3) 市長の資質に関する疑問及び責任

ア 前記のとおり、本件補助金については、市長のトップダウンで唐突に決定されており、スポーツ協会以外の2団体については、担当課の職員から後づけになる、理屈を作ったなどの証言があり、補助金増額の必要性がどれほどあったのか疑わしいと言わざるを得ないことなどの不透明な点を踏まえると、同じ大阪維新の会所属の政治家同士として、十分な政策的検討を経ずに、便宜を図ったのではないかと疑念が払拭できなかった。

イ 市長は、上記の疑念に対し、「そうした疑義を持たれる懸念よりも、やはりどういう施策を実施すれば、市民のためになるのかという一点で予算編成を行っております。」「今回の予算措置に当たって、疑義を持たれるだろうなというのは、私自身は思っていなかった。」と証言している。また、市長が証言するように、昨年から市総合体育大会に対する支援の拡大を考えていたというのであれば、事前にどのような方策が適切か、開かれた十分な議論をする時間的余裕はあったと考えられる。

スポーツ協会の会長が市長と同一政党所属の府議であることに加え、本件補助金のような超短期の唐突な決定過程をとれば、議会、そして市民に対し、上記の疑念を生む可能性があるということは容易に想定される場所であり、市長自らが積極的に議会へ説明を行うべきであったことは言うまでもない。このことから、事前に問題を回避する能力、さらには市民目線という客観的な視点が瀬野市長に欠如しているのではないかと指摘をせざるを得ず、その資質も疑わざるを得ない。

ウ 市長は、本件補助金の増額について、「スポーツ協会への補助というのも、私からの指示ではなくて、担当課からの提案を受けて、私が、じゃあ団体への補助をしましょうというふうに了承をしたということです。」と証言するなど、組織のトップとして最終責任を取るという意識に乏しいのではないかと疑わざるを得ない。市長は、職員を指揮監督する守口市政の最高責任者であり、その責任は極めて重いものがあり、十分な考慮を払って市政を担っていかなければならない。

さらに、須田副市長は、議会において疑念が生じたことに対する責任について、「私のこれまでの経験から申しますとですね、そういう場合は議員さんのほうから呼出しがありまして、いろいろ説明というか、御指導賜るという例が多かったので、その経験に倣ってさせていただいたということでございます。」と証言している。市長を補佐し、政策及び企画をつかさどり、職員の事務を監督するという副市長の職責に鑑みると、議会への説明を促すなど、疑念が生じないよう自ら行動することがなかったわけで

あり、本件補助金の増額により、疑念が生じたことに対する責任は大きいと言える。

以上のことから、今回の補助金の増額については、その内容、決定過程、決定後の説明等にいくつも不適切な点があり、特に、瀬野市長については、上記の点で資質に重大な疑問を抱くところであり、守口市政の最高責任者としての責任は重く、厳しく指摘するものであり、市長、副市長も含めて、猛省を促さざるを得ない。

(4) 少数意見

前項までの見解が委員会の多数の委員の意見であるが、委員には、これと趣旨が異なる意見も存在したので、以下、その意見を記載する。

ア 今回の調査特別委員会の設置は、議会が予算書に記載された内容を口頭で説明を受けていないこと、予算の増額が予算編成の最終段階でついたことを問題視したものである。

調査特別委員会の設置、100条調査権の付与決議に反対してきたが、本件の予算は、予算書に記載されており、予算の実際の運用は、次の決算委員会で分かる。わざわざ経費をかけて職員を拘束する必要はなく、証人喚問での質疑は過度なプレッシャーとなり、職員にとって耐え難い苦痛となる。

口頭で説明しなかった理由は、特にルールがなく、予算計上も問題なく行われていたからで、今回の特別委員会を設置する必要はなかった。

ただ、今後、口頭説明のルールを決めることができるのであれば、決める方がよい。

イ 本件は、原課からの提案により、健康増進施策の拡充につながったと言える。口頭説明がなかったのも、ルールがなかったためであり、意図的に説明を省いた印象はない。予算編成過程も理解できない過程とは言えず、むしろ、これまでの経験や組織のルールにのっとったものであり、市民からの要請を健康増進施策に反映されたものだと言え、不自然とは言えない。特別委員会の予算をつけたり、職員の負担を考えると、特別委員会による調査とは別の方法があったと思える。

今後、議会、行政とで、説明ルールをより明確にしていく必要がある。

ウ 市長による予算増額については、法的な問題はない。

ただし、着想から具体化を経て、予算内示に至るまでが極めて短期間であり、施策の効果や制度設計に関する研究と議論が希薄で思慮が足りない。施策の効果や制度設計に対する研究と点検が必要である。

第8 証言拒否等

1 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否等の状況

(1) 出席を求めた参考人

- ・増田 敬宜 市民生活部長
- ・宮垣 義隆 前生涯学習・スポーツ振興課長
- ・武永 剛 前生涯学習・スポーツ振興課長代理
- ・木南 翔 前コミュニティ推進課長代理
- ・尾崎 剛 企画財政部長
- ・西川 博康 前財政課長
- ・仲嶋 浩平 企画課長
- ・須田 弘樹 副市長
- ・瀬野 憲一 市長

(2) 出席を求めた日時

令和6年7月24日（水）午前10時～午後5時

(3) 意見を求めた事項

社会教育関係団体補助金の予算編成事務等について

(4) 出席拒否等の状況

各参考人から、以下のとおり条件が付記され出席回答があった。本委員会において、参考人への意見聴取の方法は、一人ずつ出席を求め、個々に聴取を行うことを決定していたことから、各参考人からの回答については、欠席として取り扱うことを決定した。

- ・増田 敬宜 市民生活部長
- ・宮垣 義隆 前生涯学習・スポーツ振興課長
- ・武永 剛 前生涯学習・スポーツ振興課長代理
- ・木南 翔 前コミュニティ推進課長代理
- ・尾崎 剛 企画財政部長
- ・西川 博康 前財政課長
- ・仲嶋 浩平 企画課長

(条件) ※ 以上7名は同一の条件

当該委員会の調査内容については、職務上の内容であり、個人としての見解を述べることは適切ではないため、下記の条件を付して出席要請に応じるものであり、同条件が了承されない場合は、欠席とさせていただきます。

条件①個人ではなく執行機関の職員として出席すること。

〃 ②行政機関の組織として質疑に対応する必要がある、かつ心理的負担の軽減の観点から一人ずつではなく部局単位等、複数の職員で出席すること。

- ・ 須田 弘樹 副市長
(条件)

当該委員会の調査内容については、職務上の内容であり、個人としての見解を述べることは適切ではないため、下記の条件を付して出席要請に応じるものであり、同条件が了承されない場合は、欠席とさせていただきます。

条件、個人ではなく執行機関の職責として出席すること。

- ・ 瀬野 憲一 市長
(条件)

当該委員会の調査内容については、職務上の内容であり、個人としての見解を述べることは適切ではないため、下記の条件を付して出席要請に応じるものであり、同条件が了承されない場合は、欠席とさせていただきます。

条件、個人ではなく執行機関の長として出席すること。

2 証人の証言拒否の状況

なし

3 虚偽の証言、自白の状況

なし

4 記録の提出拒否の状況

なし

5 宣誓拒否の状況

なし

第9 告発

1 告発の状況

なし

第10 調査経費

1 調査経費に関する議会の議決の状況

令和6年度分 100万円以内（令和6年8月26日議決）

2 決算見込額

事業名	節	細節	内 訳	金額(円)
議会運営事業	委託料	委託料	音声データ反訳	134,695
	報償費	報償金	弁護士法的助言業務委託	583,000
合 計				717,695

第11 その他

1 証人に対する公示送達

なし

2 その他

なし